

2022年1月1日

群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン株式会社

代表取締役 ^{ジュウ} 朱 ^{ダン} 聃

吸収合併に関する事後開示書類

当社は、2021年9月28日付でサンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「己」という。）及び株式会社三和（以下「庚」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚はいずれも当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

① 会社法第785条の規定による手続の経過

甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚はいずれも当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

② 会社法第787条の規定による手続の経過

甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 会社法第789条の規定による手続の経過

甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、2021年11月19日付で債権者に対し、本吸収合併をする旨、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等

を官報及び電子公告により公告いたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

同条に基づく請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条 3 項に基づき、2021 年 11 月 19 日付で株主に対して通知を行いました。同条第 1 項に従い当社に対して株式の買取を請求した株主はありませんでした。

② 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、2021 年 11 月 19 日付で債権者に対し、本吸収合併をする旨、債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨等を官報及び電子公告により公告いたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2021 年 1 月 1 日をもって、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2022 年 1 月 4 日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

当社は、2021 年 12 月 27 日開催の当社臨時株主総会において、吸収合併契約に係る承認を得ました。

以上

吸収合併に関する事前開示書面
(次頁以降のとおり)

2021年11月11日

群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸

吸収合併に関する事前開示書類

当社（以下「SDAC」という。）は、2021年9月28日付でサンデンホールディングス株式会社（以下「SDHD」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「SDAS」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「SDAT」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「SDBA」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「SDLS」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「SDEP」という。）及び株式会社三和（以下「SNW」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収合併存続会社、SDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS、SDEP及びSNWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるSDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS及びSDEPの発行済株式総数の全部をSDHDが所有し、また吸収合併消滅会社であるSNWの発行済株式総数の全部をSDACが所有しているため、SDHDは本吸収合併に際し、その対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SDHD は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①増資及び減資

SDHD は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立する特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を割当先として、2021年5月31日を効力発生日とする8,362万7,000株の普通株式の発行及び第三者割当てを行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ107億425万6,000円増加しております。

②債務免除

SDHD は、2021年5月31日付で取引先金融機関からの債務の一部の免除を受け、債務免除益を計上しています。詳細は、2021年6月24日提出のSDHD有価証券報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

③吸収分割

SDHD は、2021年9月28日付で、SDHDの完全子会社であるサンデンシステムエンジニアリング株式会社（以下、「SSE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収分割承継会社、SSEを吸収分割会社として、SSEのグループ向け事業をSDHDに承継させる吸収分割を実施することといたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日度に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併消滅会社のうちSDATは、2021年6月30日付で剰余金77百万円、SDBAは、2021年6月30日付で剰余金226百万円の処分を行っております。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

SDHD は、直前事業年度末時点の連結貸借対照表において債務超過の状況にありましたが、2021年8月12日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」

にてお知らせしましたとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続の成立により、2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社による第三者割当増資に係る払込みが完了し、また同日付で事業再生計画に基づくお取引金融機関様からの債務免除の効力が発生したことにより、2021年6月30日現在において債務超過を解消しております。

また、本吸収合併後のSDHDの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後においてSDHDが負担すべき債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書の内容
(次頁以降のとおり)



吸収合併契約書

サンデンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「己」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「庚」という。）及び株式会社三和（以下「辛」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併にかかる、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：サンデンホールディングス株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(戊) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(己) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(庚) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(辛) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社三和

住所：群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

第3条（吸収合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、株式、金銭その他財産を乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の各株主に対して交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の増加を行わない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する取締役会若しくは取締役の決議又は決定並びに株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めものとする。

第7条（財産及び権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的

の達成が困難となった場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は記名押印の上、甲が原本を、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛はその写しを各1通保有する。

2021年9月28日

(甲) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役 朱 聡



(乙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸



(丙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクワイアイトシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志



(丁) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之



(戊) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳



(己) 群馬県伊勢崎市寿町20番地

サンデン・リビングエンパイロメントシステム株式会社

代表取締役 上岡 秀康



(庚) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎



(辛) 群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

株式会社三和

代表取締役 齋藤 卓也



2021年11月11日

群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志

吸収合併に関する事前開示書類

当社（以下「SDAS」という。）は、2021年9月28日付でサンデンホールディングス株式会社（以下「SDHD」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「SDAC」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「SDAT」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「SDBA」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「SDLS」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「SDEP」という。）及び株式会社三和（以下「SNW」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収合併存続会社、SDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS、SDEP及びSNWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるSDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS及びSDEPの発行済株式総数の全部をSDHDが所有し、また吸収合併消滅会社であるSNWの発行済株式総数の全部をSDACが所有しているため、SDHDは本吸収合併に際し、その対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SDHD は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①増資及び減資

SDHD は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立する特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を割当先として、2021年5月31日を効力発生日とする8,362万7,000株の普通株式の発行及び第三者割当てを行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ107億425万6,000円増加しております。

②債務免除

SDHD は、2021年5月31日付で取引先金融機関からの債務の一部の免除を受け、債務免除益を計上しています。詳細は、2021年6月24日提出のSDHD有価証券報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

③吸収分割

SDHD は、2021年9月28日付で、SDHDの完全子会社であるサンデンシステムエンジニアリング株式会社（以下、「SSE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収分割承継会社、SSEを吸収分割会社として、SSEのグループ向け事業をSDHDに承継させる吸収分割を実施することといたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日度に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併消滅会社のうちSDATは、2021年6月30日付で剰余金77百万円、SDBAは、2021年6月30日付で剰余金226百万円の処分を行っております。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

SDHD は、直前事業年度末時点の連結貸借対照表において債務超過の状況にありましたが、2021年8月12日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」

にてお知らせしましたとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続の成立により、2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社による第三者割当増資に係る払込みが完了し、また同日付で事業再生計画に基づくお取引金融機関様からの債務免除の効力が発生したことにより、2021年6月30日現在において債務超過を解消しております。

また、本吸収合併後のSDHDの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後においてSDHDが負担すべき債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書の内容
(次頁以降のとおり)



吸収合併契約書

サンデンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「己」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「庚」という。）及び株式会社三和（以下「辛」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併にかかる、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：サンデンホールディングス株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(戊) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(己) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(庚) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(辛) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社三和

住所：群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

第3条（吸収合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、株式、金銭その他財産を乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の各株主に対して交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の増加を行わない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する取締役会若しくは取締役の決議又は決定並びに株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めものとする。

第7条（財産及び権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的

の達成が困難となった場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は記名押印の上、甲が原本を、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛はその写しを各1通保有する。

2021年9月28日

(甲) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役 朱 聡



(乙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸



(丙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクワイ・ネットシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志



(丁) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之



(戊) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳



(己) 群馬県伊勢崎市寿町20番地

サンデン・リビングエンパイロシステム株式会社

代表取締役 上岡 秀康



(庚) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎



(辛) 群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

株式会社三和

代表取締役 齋藤 卓也



2021年11月11日

群馬県伊勢崎市寿町 20 番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之

吸収合併に関する事前開示書類

当社（以下「SDAT」という。）は、2021年9月28日付でサンデンホールディングス株式会社（以下「SDHD」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「SDAC」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「SDAS」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「SDBA」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「SDLS」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「SDEP」という。）及び株式会社三和（以下「SNW」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収合併存続会社、SDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS、SDEP及びSNWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるSDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS及びSDEPの発行済株式総数の全部をSDHDが所有し、また吸収合併消滅会社であるSNWの発行済株式総数の全部をSDACが所有しているため、SDHDは本吸収合併に際し、その対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SDHD は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①増資及び減資

SDHD は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立する特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を割当先として、2021年5月31日を効力発生日とする8,362万7,000株の普通株式の発行及び第三者割当てを行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ107億425万6,000円増加しております。

②債務免除

SDHD は、2021年5月31日付で取引先金融機関からの債務の一部の免除を受け、債務免除益を計上しています。詳細は、2021年6月24日提出のSDHD有価証券報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

③吸収分割

SDHD は、2021年9月28日付で、SDHDの完全子会社であるサンデンシステムエンジニアリング株式会社（以下、「SSE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収分割承継会社、SSEを吸収分割会社として、SSEのグループ向け事業をSDHDに承継させる吸収分割を実施することといたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日度に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併消滅会社のうちSDATは、2021年6月30日付で剰余金77百万円、SDBAは、2021年6月30日付で剰余金226百万円の処分を行っております。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

SDHD は、直前事業年度末時点の連結貸借対照表において債務超過の状況にありましたが、2021年8月12日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」

にてお知らせしましたとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続の成立により、2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社による第三者割当増資に係る払込みが完了し、また同日付で事業再生計画に基づくお取引金融機関様からの債務免除の効力が発生したことにより、2021年6月30日現在において債務超過を解消しております。

また、本吸収合併後のSDHDの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後においてSDHDが負担すべき債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書の内容
(次頁以降のとおり)



吸収合併契約書

サンデンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「己」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「庚」という。）及び株式会社三和（以下「辛」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併にかかる、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：サンデンホールディングス株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(戊) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(己) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(庚) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(辛) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社三和

住所：群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

第3条（吸収合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、株式、金銭その他財産を乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の各株主に対して交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の増加を行わない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する取締役会若しくは取締役の決議又は決定並びに株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めものとする。

第7条（財産及び権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的

の達成が困難となった場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は記名押印の上、甲が原本を、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛はその写しを各1通保有する。

2021年9月28日

(甲) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役 朱 聡



(乙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸



(丙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクワイアイトシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志



(丁) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之



(戊) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳



(己) 群馬県伊勢崎市寿町20番地

サンデン・リビングエンパイロメントシステム株式会社

代表取締役 上岡 秀康



(庚) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎



(辛) 群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

株式会社三和

代表取締役 齋藤 卓也



2021年11月11日

群馬県伊勢崎市寿町 20 番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳

吸収合併に関する事前開示書類

当社（以下「SDBA」という。）は、2021年9月28日付でサンデンホールディングス株式会社（以下「SDHD」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「SDAC」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「SDAS」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「SDAT」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「SDLS」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「SDEP」という。）及び株式会社三和（以下「SNW」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収合併存続会社、SDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS、SDEP及びSNWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるSDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS及びSDEPの発行済株式総数の全部をSDHDが所有し、また吸収合併消滅会社であるSNWの発行済株式総数の全部をSDACが所有しているため、SDHDは本吸収合併に際し、その対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SDHD は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①増資及び減資

SDHD は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立する特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を割当先として、2021年5月31日を効力発生日とする8,362万7,000株の普通株式の発行及び第三者割当てを行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ107億425万6,000円増加しております。

②債務免除

SDHD は、2021年5月31日付で取引先金融機関からの債務の一部の免除を受け、債務免除益を計上しています。詳細は、2021年6月24日提出のSDHD有価証券報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

③吸収分割

SDHD は、2021年9月28日付で、SDHDの完全子会社であるサンデンシステムエンジニアリング株式会社（以下、「SSE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収分割承継会社、SSEを吸収分割会社として、SSEのグループ向け事業をSDHDに承継させる吸収分割を実施することといたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日度に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併消滅会社のうちSDATは、2021年6月30日付で剰余金77百万円、SDBAは、2021年6月30日付で剰余金226百万円の処分を行っております。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

SDHD は、直前事業年度末時点の連結貸借対照表において債務超過の状況にありましたが、2021年8月12日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」

にてお知らせしましたとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続の成立により、2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社による第三者割当増資に係る払込みが完了し、また同日付で事業再生計画に基づくお取引金融機関様からの債務免除の効力が発生したことにより、2021年6月30日現在において債務超過を解消しております。

また、本吸収合併後のSDHDの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後においてSDHDが負担すべき債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書の内容
(次頁以降のとおり)



吸収合併契約書

サンデンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「己」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「庚」という。）及び株式会社三和（以下「辛」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併にかかる、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：サンデンホールディングス株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(戊) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(己) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(庚) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(辛) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社三和

住所：群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

第3条（吸収合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、株式、金銭その他財産を乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の各株主に対して交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の増加を行わない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する取締役会若しくは取締役の決議又は決定並びに株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めものとする。

第7条（財産及び権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的

の達成が困難となった場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は記名押印の上、甲が原本を、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛はその写しを各1通保有する。

2021年9月28日

(甲) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役 朱 聡



(乙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸



(丙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクワイアイトシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志



(丁) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之



(戊) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳



(己) 群馬県伊勢崎市寿町20番地

サンデン・リビングエンパイロメントシステム株式会社

代表取締役 上岡 秀康



(庚) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎



(辛) 群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

株式会社三和

代表取締役 齋藤 卓也



2021年11月11日

群馬県伊勢崎市寿町 20 番地
サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社
代表取締役 上岡 秀康

吸収合併に関する事前開示書類

当社（以下「SDLS」という。）は、2021年9月28日付でサンデンホールディングス株式会社（以下「SDHD」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「SDAC」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「SDAS」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「SDAT」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「SDBA」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「SDEP」という。）及び株式会社三和（以下「SNW」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収合併存続会社、SDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS、SDEP及びSNWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるSDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS及びSDEPの発行済株式総数の全部をSDHDが所有し、また吸収合併消滅会社であるSNWの発行済株式総数の全部をSDACが所有しているため、SDHDは本吸収合併に際し、その対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SDHD は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①増資及び減資

SDHD は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立する特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を割当先として、2021年5月31日を効力発生日とする8,362万7,000株の普通株式の発行及び第三者割当てを行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ107億425万6,000円増加しております。

②債務免除

SDHD は、2021年5月31日付で取引先金融機関からの債務の一部の免除を受け、債務免除益を計上しています。詳細は、2021年6月24日提出のSDHD有価証券報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

③吸収分割

SDHD は、2021年9月28日付で、SDHDの完全子会社であるサンデンシステムエンジニアリング株式会社（以下、「SSE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収分割承継会社、SSEを吸収分割会社として、SSEのグループ向け事業をSDHDに承継させる吸収分割を実施することといたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日度に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併消滅会社のうちSDATは、2021年6月30日付で剰余金77百万円、SDBAは、2021年6月30日付で剰余金226百万円の処分を行っております。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

SDHD は、直前事業年度末時点の連結貸借対照表において債務超過の状況にありましたが、2021年8月12日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」

にてお知らせしましたとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続の成立により、2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社による第三者割当増資に係る払込みが完了し、また同日付で事業再生計画に基づくお取引金融機関様からの債務免除の効力が発生したことにより、2021年6月30日現在において債務超過を解消しております。

また、本吸収合併後のSDHDの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後においてSDHDが負担すべき債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書の内容
(次頁以降のとおり)



吸収合併契約書

サンデンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「己」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「庚」という。）及び株式会社三和（以下「辛」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併にかかる、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：サンデンホールディングス株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(戊) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(己) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(庚) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(辛) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社三和

住所：群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

第3条（吸収合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、株式、金銭その他財産を乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の各株主に対して交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の増加を行わない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する取締役会若しくは取締役の決議又は決定並びに株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めものとする。

第7条（財産及び権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的

の達成が困難となった場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は記名押印の上、甲が原本を、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛はその写しを各1通保有する。

2021年9月28日

(甲) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役 朱 聡



(乙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸



(丙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクワイアイトシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志



(丁) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之



(戊) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳



(己) 群馬県伊勢崎市寿町20番地

サンデン・リビングエンパイロメントシステム株式会社

代表取締役 上岡 秀康



(庚) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎



(辛) 群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

株式会社三和

代表取締役 齋藤 卓也



2021年11月11日

群馬県伊勢崎市寿町 20 番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎

吸収合併に関する事前開示書類

当社（以下「SDEP」という。）は、2021年9月28日付でサンデンホールディングス株式会社（以下「SDHD」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「SDAC」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「SDAS」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「SDAT」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「SDBA」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「SDLS」という。）及び株式会社三和（以下「SNW」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収合併存続会社、SDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS、SDEP及びSNWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるSDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS及びSDEPの発行済株式総数の全部をSDHDが所有し、また吸収合併消滅会社であるSNWの発行済株式総数の全部をSDACが所有しているため、SDHDは本吸収合併に際し、その対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SDHD は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①増資及び減資

SDHD は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立する特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を割当先として、2021年5月31日を効力発生日とする8,362万7,000株の普通株式の発行及び第三者割当てを行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ107億425万6,000円増加しております。

②債務免除

SDHD は、2021年5月31日付で取引先金融機関からの債務の一部の免除を受け、債務免除益を計上しています。詳細は、2021年6月24日提出のSDHD有価証券報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

③吸収分割

SDHD は、2021年9月28日付で、SDHDの完全子会社であるサンデンシステムエンジニアリング株式会社（以下、「SSE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収分割承継会社、SSEを吸収分割会社として、SSEのグループ向け事業をSDHDに承継させる吸収分割を実施することといたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日度に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併消滅会社のうちSDATは、2021年6月30日付で剰余金77百万円、SDBAは、2021年6月30日付で剰余金226百万円の処分を行っております。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

SDHD は、直前事業年度末時点の連結貸借対照表において債務超過の状況にありましたが、2021年8月12日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」

にてお知らせしましたとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続の成立により、2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社による第三者割当増資に係る払込みが完了し、また同日付で事業再生計画に基づくお取引金融機関様からの債務免除の効力が発生したことにより、2021年6月30日現在において債務超過を解消しております。

また、本吸収合併後のSDHDの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後においてSDHDが負担すべき債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書の内容
(次頁以降のとおり)



吸収合併契約書

サンデンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「己」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「庚」という。）及び株式会社三和（以下「辛」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併にかかる、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：サンデンホールディングス株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(戊) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(己) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(庚) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(辛) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社三和

住所：群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

第3条（吸収合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、株式、金銭その他財産を乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の各株主に対して交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の増加を行わない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する取締役会若しくは取締役の決議又は決定並びに株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めものとする。

第7条（財産及び権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的

の達成が困難となった場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は記名押印の上、甲が原本を、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛はその写しを各1通保有する。

2021年9月28日

(甲) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役 朱 聡



(乙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸



(丙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクワイアイトシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志



(丁) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之



(戊) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳



(己) 群馬県伊勢崎市寿町20番地

サンデン・リビングエンパイロメントシステム株式会社

代表取締役 上岡 秀康



(庚) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎



(辛) 群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

株式会社三和

代表取締役 齋藤 卓也



2021年11月11日

群馬県伊勢崎市長沼町 224 番地 1
株式会社三和
代表取締役 齋藤 卓也

吸収合併に関する事前開示書類

当社（以下「SNW」という。）は、2021年9月28日付でサンデンホールディングス株式会社（以下「SDHD」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「SDAC」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「SDAS」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「SDAT」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「SDBA」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「SDLS」という。）及びサンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「SDEP」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収合併存続会社、SDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS、SDEP及びSNWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社であるSDAC、SDAS、SDAT、SDBA、SDLS及びSDEPの発行済株式総数の全部をSDHDが所有し、また吸収合併消滅会社であるSNWの発行済株式総数の全部をSDACが所有しているため、SDHDは本吸収合併に際し、その対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

SDHD は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①増資及び減資

SDHD は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが設立する特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社を割当先として、2021年5月31日を効力発生日とする8,362万7,000株の普通株式の発行及び第三者割当てを行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ107億425万6,000円増加しております。

②債務免除

SDHD は、2021年5月31日付で取引先金融機関からの債務の一部の免除を受け、債務免除益を計上しています。詳細は、2021年6月24日提出のSDHD有価証券報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

③吸収分割

SDHD は、2021年9月28日付で、SDHDの完全子会社であるサンデンシステムエンジニアリング株式会社（以下、「SSE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022年1月1日を効力発生日として、SDHDを吸収分割承継会社、SSEを吸収分割会社として、SSEのグループ向け事業をSDHDに承継させる吸収分割を実施することといたしました。

(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日度に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併消滅会社のうちSDATは、2021年6月30日付で剰余金77百万円、SDBAは、2021年6月30日付で剰余金226百万円の処分を行っております。

6. 本吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

SDHD は、直前事業年度末時点の連結貸借対照表において債務超過の状況にありま

したが、2021年8月12日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」にてお知らせしましたとおり、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続の成立により、2021年5月31日付で海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社による第三者割当増資に係る払込みが完了し、また同日付で事業再生計画に基づくお取引金融機関様からの債務免除の効力が発生したことにより、2021年6月30日現在において債務超過を解消しております。

また、本吸収合併後のSDHDの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後においてSDHDが負担すべき債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

吸収合併契約書の内容
(次頁以降のとおり)



吸収合併契約書

サンデンホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社（以下「乙」という。）、サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社（以下「丙」という。）、サンデン・アドバンステクノロジー株式会社（以下「丁」という。）、サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社（以下「戊」という。）、サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社（以下「己」という。）、サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社（以下「庚」という。）及び株式会社三和（以下「辛」という。）は、次のとおり、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本件合併にかかる、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収合併存続会社

商号：サンデンホールディングス株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(乙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丙) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・オートモーティブクライメイトシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(丁) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・アドバンステクノロジー株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(戊) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(己) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・リビングエンバイロメントシステム株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(庚) 吸収合併消滅会社

商号：サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社

住所：群馬県伊勢崎市寿町20番地

(辛) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社三和

住所：群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

第3条（吸収合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、株式、金銭その他財産を乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の各株主に対して交付しない。

第4条（甲の資本金等の額）

甲は、本件合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の増加を行わない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年1月1日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する取締役会若しくは取締役の決議又は決定並びに株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めものとする。

第7条（財産及び権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、合併当事者の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件合併の目的

の達成が困難となった場合には、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は記名押印の上、甲が原本を、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛はその写しを各1通保有する。

2021年9月28日

(甲) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデンホールディングス株式会社
代表取締役 朱 聡



(乙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブコンポーネント株式会社
代表取締役 小林 英幸



(丙) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・オートモーティブクワイアイトシステム株式会社
代表取締役 近藤 唯志



(丁) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・アドバンステクノロジー株式会社
代表取締役 菊池 利之



(戊) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・ビジネスアソシエイト株式会社
代表取締役 佐々木 重徳



(己) 群馬県伊勢崎市寿町20番地

サンデン・リビングエンパイロメントシステム株式会社

代表取締役 上岡 秀康



(庚) 群馬県伊勢崎市寿町20番地
サンデン・エンバイロメントプロダクツ株式会社
代表取締役 廣瀬 達郎



(辛) 群馬県伊勢崎市長沼町224番地1

株式会社三和

代表取締役 齋藤 卓也

